平成30年７月５日	資料１
第２回要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議	

要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供について

平成３０年７月５日

厚生労働省老健局老人保健課

介護保険総合データベースの活用について

１．介護保険総合データベース（介護DB）の概要

① 介護DBとは

介護保険給付費明細書（介護レセプト）等の電子化情報を収集し、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納（平成25年度～）。

＜収集目的＞

○　介護保険事業計画等の作成・実施等及び国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため（※）

＜保有主体＞

○　厚生労働大臣

※　「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年５月26日成立）により、収集目的を規定するとともに、市町村等によるデータ提出等を義務化。

（参考）介護保険法（平成９年法律第123号）　抄

第118条の二　厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一　介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二　被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

２　市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

３　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

（出典）社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4（一部改変）

介護保険総合データベースの活用について

１．介護保険総合データベース（介護DB）の概要

② 保有情報
・介護レセプトデータ
・要介護認定データ等

③ これまでの利用状況
全国の保険者の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握するとともに、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有する「地域包括ケア『見える化』システム」において、平成28年７月より介護DBのデータも利用

（出典）社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料４（一部改変）

介護保険総合データベースの活用について

２．格納されているデータについて（介護レセプト）

① 審査支払機関である国民健康保険団体連合会を経由して、保険者へ請求される介護レセプトに記載されている内容

② 国民健康保険団体連合会を経由して収集された介護レセプトデータを匿名化した上で、厚生労働省へ提出され、介護DBへ格納される。

③ 格納件数：約 8.6億件（平成24年４月～平成29年11月サービス提供分）

④ 格納されている主なデータ

利用者に関する情報	
属性	サービス内容
性別	サービスの種類
生年月(日は欠損)	単位数
要介護状態区分	日数
認定有効期間	回数
保険分給付率	・・・

(出典)社会保障審議会介護保険部会(第59回)資料4(一部改変)

介護保険総合データベースの活用について

２．格納されているデータについて（要介護認定データ）

① 市区町村が要介護認定に用いた調査の結果

② 市区町村が専用ソフトを用いて個人情報を匿名化した上で、厚生労働省へ提出され、介護DBへ格納される。送信している保険者は、平成28年１月時点で1361／1579保険者（約86%）

③ 格納件数：約5,161万件（平成21年４月～平成30年２月）

④ 格納されている主なデータ

１）要介護認定一次判定

・基本調査74項目
・主治医意見書のうち、短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度の項目
・要介護認定基準時間
・一次判定結果

２）要介護認定二次判定

・認定有効期間
・二次判定結果

（出典）社会保障審議会介護保険部会（第59回）資料4(一部改変）

（参考②）介護DBの収集経路と匿名化処理

① 収集経路

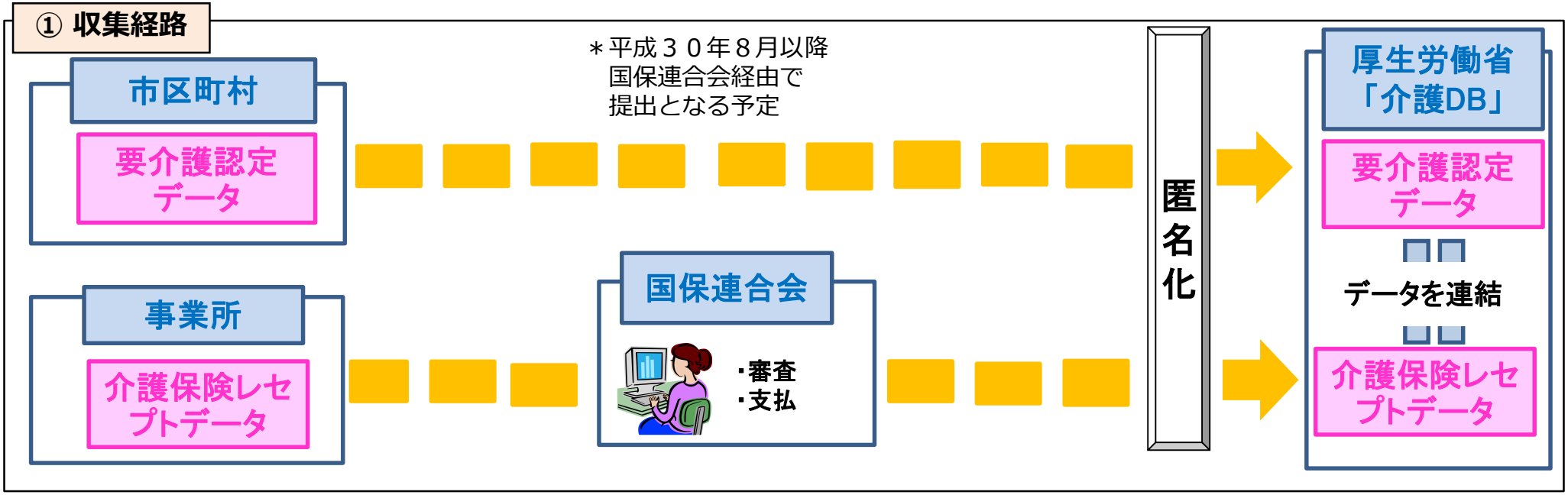

② 匿名化処理について

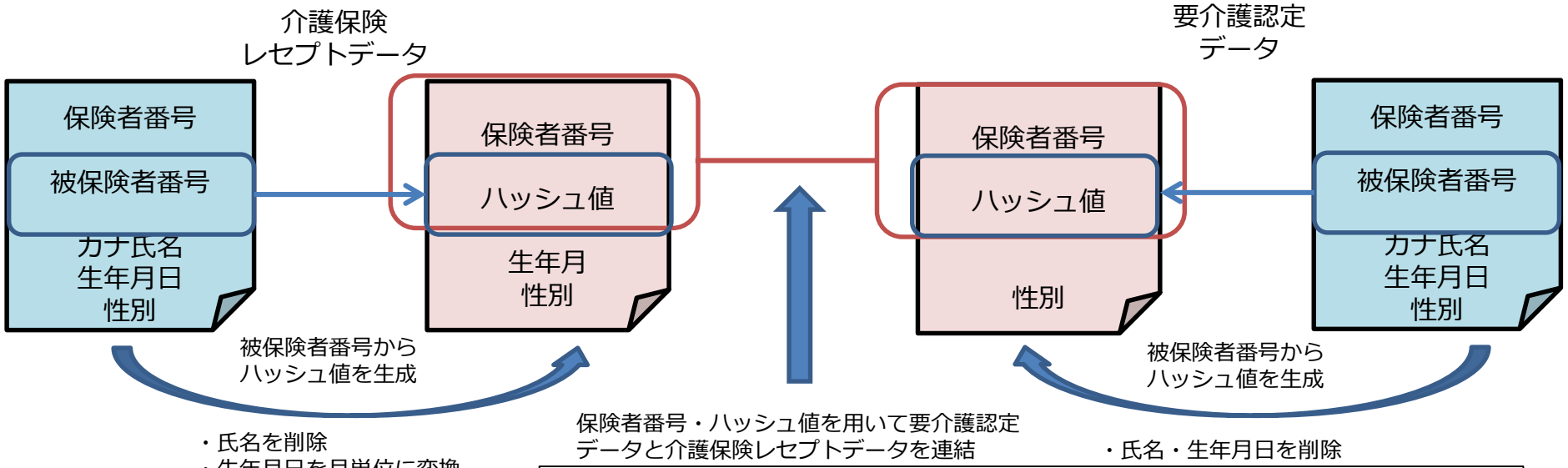

（出典）医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議（第３回）資料４

要介護認定情報・介護レセプト等情報の概要と第三者提供を行うデータ範囲

〇介護保険総合データベース（介護DB）に蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト情報等の構成は以下のようになっている。

〇一部、データ利用に際して注意を要するレコードが存在する。

１．要介護認定情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
要介護認定情報 （D_NINTEI）	• 認定調査項目、主治医意見書の項目（認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性判定ロジック等に必要な項目のみ）、一次判定結果、認定審査会資料の項目（要介護認定等基準時間、中間評価項目得点等）、認定有効期間　等の情報が収載されている。	○	

２．介護レセプト情報等

(1)介護レセプト情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報 （基本情報レコード） （DT1111_H1）	• 介護給付費明細書に記載されている介護サービス利用者の生年月日、性別、要介護度及び保険請求額、自己負担額の合計値の情報が収載されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト情報等

２．介護レセプト情報等

(1)介護レセプト情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報（明細情報レコード）（DT1111_D1）	• 居宅介護支援・介護予防支援及び償還払いサービスを除く介護サービスの介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、日数・回数等の情報が収載されている。	○	
給付実績情報（緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード）（DT1111_D2）	• 短期入所療養介護（老人保健施設）の介護給付費明細書に記載されている緊急時施設療養費について、治療開始年月、往診日数、通院日数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数等の情報が収載されている。	○	
給付実績情報（特定診療費・特別療養費情報レコード）（DT1111_D3）	• 介護療養型医療施設・介護老人保健施設の介護給付費明細書に記載されている特定診療費及び特別療養費について、保険回数、保険サービス単位数等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（食事費用情報レコード）（DT1111_D4）	• 介護保険施設の介護給付費明細書に記載されている食事費用に関するデータ項目。	×	H17年10月介護報酬改定において食事費用は廃止されているため、データが格納されていない。
給付実績情報（居宅サービス計画費情報レコード）（DT1111_D5）	• 居宅介護支援・介護予防支援の介護給付費明細書に記載されている介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、担当介護支援専門員番号等のデータが収載されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト情報等

２．介護レセプト情報等

(1)介護レセプト情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報（福祉用具販売費情報レコード）（DT1111_D6）	• 福祉用具販売費における福祉用具の購入日、購入金額、商品名、福祉用具の品目コード、製造した事業者名、販売した事業者名等のデータが収載されている。	×	いわゆる償還払いのサービスであり国保連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（住宅改修費情報レコード）（DT1111_D7）	• 住宅改修費における宅改修着工年月日、住宅改修事業者名、改修金額等のデータが収載されている。	×	いわゆる償還払いのサービスであり国保連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（高額介護サービス費情報レコード）（DT1111_D8）	• 高額介護サービス費に関連する情報として、利用者負担額、支給額等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（特定入所者介護サービス費）（DT1111_D9）	• 介護保険施設等の介護給付費明細書に記載されている特定入所者介護サービス費（いわゆる食費・居住費（滞在費）の補足給付）に関するデータとして、介護給付費単位数等サービスコード、負担限度額、保険分請求額、利用者負担額、日数等のデータが収載されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト情報等

2．介護レセプト情報等

(1)介護レセプト情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付実績情報（社会福祉法人軽減額情報レコード）（DT1111_DA）	• 介護給付費明細書に記載されている社会福祉法人軽減額に関する情報として、サービス種類コード、軽減率、軽減額、軽減後利用者負担額等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（ケアマネジメント費情報レコード）（DT1111_DB）	• 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント費に関するデータが収載されている。	×	介護予防ケアマネジメントの審査・支払業務について国保連合会に事務委託を行っている保険者のデータのみが蓄積されている。
給付実績情報（所定疾患施設療養費等情報レコード）（DT1111_DC）	• 介護老人保健施設の介護給付費明細書に記載されている緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費について、緊急時治療開始年月日、往診日数、通院日数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（明細情報（住所地特例）レコード）（DT1111_DD）	• 住所地特例が適用されている介護サービスの利用者について、介護サービスの種類、介護給付費単位数等サービスコード、サービス単位数、日数、回数等のデータが収載されている。	○	
給付実績情報（集計情報レコード）（DT1111_T1）	• 介護給付費明細書に記載されている情報について、介護サービス種類別の集計情報のデータが収載されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト情報等

２．介護レセプト情報等

(1)介護レセプト情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
給付管理票情報 （DT1121）	• 給付管理票に関する情報として、介護サービス利用者の性別、要介護度、支給限度額、利用している介護サービスの事業所番号、担当介護支援専門員番号等のデータが収載されている。	○	

(2)台帳情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
事業所台帳情報 （基本情報） （DT5142）	• 事業所の属性に関する情報として、事業所番号、法人等種別、指定／基準該当等事業所区分等のデータが収載されている。	○	
事業所台帳情報 （サービス情報） （DT5143）	• 事業所の属性に関する情報として、事業所番号、サービス種類、事業開始年月日、事業休止年月日、事業廃止年月日、地域区分、サービス提供体制に関する各種加算の情報等のデータが収載されている。	○	
事業所台帳情報 （介護支援専門員情報） （DT5245）	• 介護支援専門員の属性に関する情報として、事業所番号、介護支援専門員番号、主任介護支援専門員資格の有無等のデータが収載されている。	○	

介護保険総合データベースに蓄積されている要介護認定情報・介護レセプト情報等

２．介護レセプト情報等

(2)台帳情報

レコード識別名	データの概要	悉皆性	備考
保険者台帳情報（DT5441）	• 保険者の属性に関する情報として、保険者番号、保険者区分（単独保険者・政令市・広域連合）等のデータが収載されている。	○	
広域連合情報（行政区情報）（DT5641）	• 広域連合の属性に関する情報として、保険者番号、構成市町村の市町村番号等のデータが収載されている。	○	
市町村固有情報（DT5541）	• 固有情報として、保険者番号、区分支給限度基準額、種類支給限度基準額等のデータが収載されている。	○	
受給者台帳情報（DT5341）	• 被保険者の属性に関する情報として、資格取得年月日、資格喪失年月日、要介護度、認定有効期間、住所地特例適用開始年月日、住所地特例適用終了年月日等のデータが収載されている。	○	

要介護認定情報・介護レセプト情報等の提供依頼の申出を行える者の範囲など

提供依頼申出者の範囲

①国の行政機関
②都道府県
③市町村
④研究開発独立行政法人等
⑤大学（大学院含む）
⑥国民健康保険団体連合会の中央団体
⑦国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等をその設立目的の趣旨に含む国所管の公益法人等
⑧提供されるデータを用いた研究の実施に要する費用の全部又は一部を国の行政機関や研究開発独立行政法人等から補助されている者

※①から⑦に所属する常勤の役職員が対象。

（考え方）

提供依頼申出を行える者を一定の範囲に限定した。公的補助金（厚生科研費等）を受けている場合を除き、基本的に営利企業は対象外とした。
データの利活用に関する有識者会議の議論に応じ、この範囲は今後変更されることがありうる。

データ提供の流れ・不適切利用に対する対応

- 要介護認定情報等の提供は、私人からの「申出」に基づき、利用者と厚生労働省との私法上の契約としてデータ提供を行うものとして整理されている。
- 不適切利用に対する対応も、契約上の取り決めとして利用規約に規定することとしており、利用者は厚生労働省が定める利用条件（利用規約）に同意するとの誓約書を提出した上で、要介護認定情報等の利用を行うこととなる。
- 具体的には、データの紛失、内容の漏洩、承諾された目的以外の利用、等の事例は不適切利用としてみなし、有識者会議の議論を経て、事例に応じてデータ提供の禁止や利用者の氏名及び所属機関の公表等の措置をとることとしている。

（参考）要介護認定情報・介護レセプト情報等におけるハッシュ化の方法

介護保険総合DBおよび第三者提供DBのシステムでは、以下に図示するフローで被保険者番号を匿名化・暗号化して管理している。

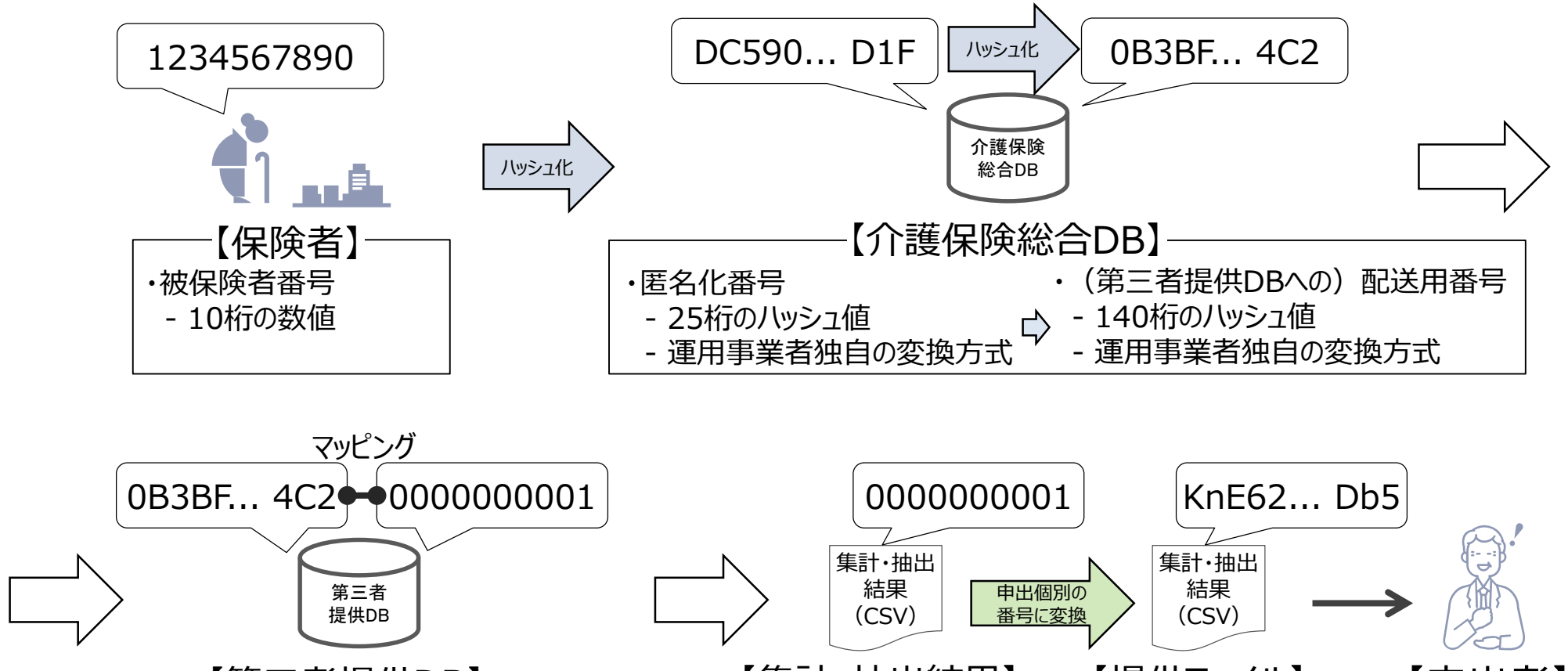

データ利用時に充足すべきセキュリティ要件

考え方

○ 要介護認定情報等については、他の情報との照合による識別性の問題があることから、**全て個人情報に準じた措置を講ずる必要がある**。

○ これを踏まえ、要介護認定情報等を利用する者に対して、**医療機関等が個人情報を取り扱う場合等に適用される「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第5版　平成29年5月　厚生労働省）に準じた措置**をレセプト情報等にも基本的に講ずることを求めている。

○ ただし、これらセキュリティ要件は主に特別抽出に関するものであり、集計表情報又はサンプリングデータセットの提供の場合は一部の項目については対象外とする。

セキュリティ要件の概要

①基本的事項（国内のあらかじめ申し出られた場所での利用、外部ネットワークへの接続禁止、第三者への貸与禁止等）

②所属機関が一般的に具備すべき条件（**必ずしも所属機関全体で対応する必要はなく部、課、研究室等適切な範囲で対応**）
ⅰ）個人情報保護方針の策定・公表、ⅱ）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の実践
ⅲ）組織的安全対策（体制、運用管理規程）の実施、ⅳ） 人的安全対策の措置（雇用契約における従業員への守秘義務等）
ⅴ）情報の破棄等の手順の設定、ⅵ）運用管理について

③要介護認定情報等の利用に際し具備すべき条件（**必ずしも所属機関全体で対応する必要はなく部、課、研究室等適切な範囲で対応**）
ⅰ）物理的安全対策（保存場所の施錠等）、ⅱ）技術的安全対策（利用者の識別と認証）、
ⅲ）情報及び情報機器の持ち出しについて

（参考）セキュリティマネジメントシステム（ISMS）とは

＜所属機関の情報セキュリティマネジメントシステムの実践＞（ガイドライン第６　（４）②ⅱ））

＜考え方＞

本ガイドラインが準拠している、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5版）」においては、「6.2」において、安全管理を適切に行うための標準的なマネジメントシステムとして、ISO（ISO/IEC27001：2013）及びJIS（JIS　Q　27001：2014）を例示している。

ISMSの実践については、必ずしも認証を求めることまではしないものの、こうした規格が示す安全管理に関する基本的な考え方としてPDCAサイクルを各機関、各研究単位等で適切に実践していく必要がある。

ISMSプロセスに適用されるPDCAモデルの概要

Plan−計画 （ISMSの確立）	組織の全般的方針及び目的に従った結果を出すための、リスクマネジメント及び情報セキュリティの改善に関連した、ISMS基本方針、目的、プロセス及び手順の確立
Do−実施 （ISMSの導入及び適用）	ISMS 基本方針、管理策、プロセス及び手順の導入及び運用
Check−点検 （ISMSの監視及び見直し）	ISMS 基本方針、目的及び実際の経験に照らした、プロセスのパフォーマンスのアセスメント（適用可能ならば測定）、及びその結果のレビューのための経営陣への報告
Act−処置 （ISMSの維持及び改善）	ISMS の継続的な改善を達成するための、ISMS の内部監査及びマネジメントレビューの結果又はその他の関連情報に基づいた是正処置及び予防処置の実施

P ではISMS 構築の骨格となる文書（基本方針、運用管理規程等）と文書化されたISMS構築手順を確立する。
D ではP で準備した文書や手順を使って実際にISMS を構築する。
C では構築したISMSが適切に運用されているか、監視と見直しを行う。
A では改善すべき点が出た場合に是正処置や予防処置を検討し、ISMS を維持する。

（出典）：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第5版）」6.2.1

データ提供後の運用フロー図の例

※ここでの記載内容は参考例であり、実際の審査での了承を保証するものではない

＜想定する利用形態＞
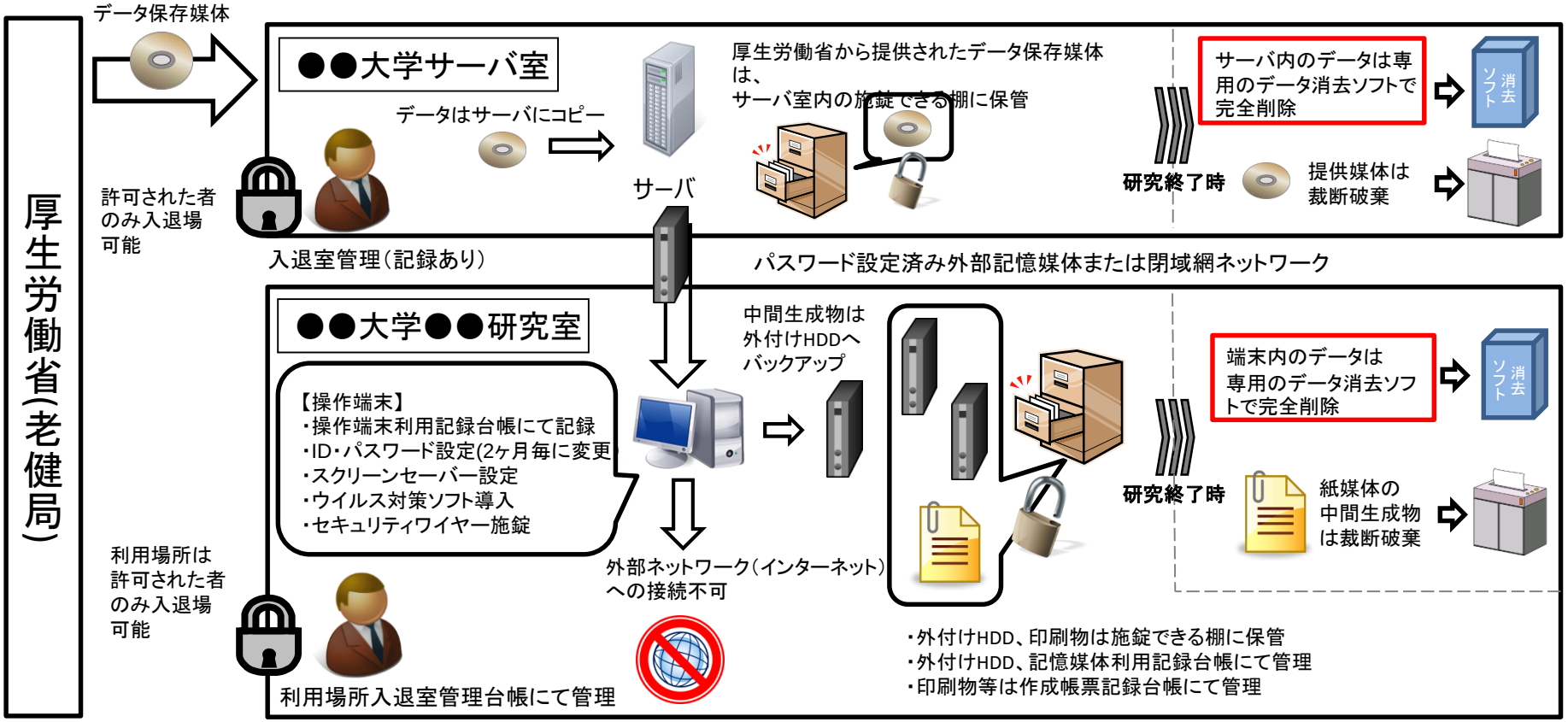
- ●要介護認定情報等のデータは、申出書に記載されている要介護認定情報等を取り扱う者のみが利用する。
- ●厚生労働省老健局より提供を受けた要介護認定情報等データは●●大学の学内サーバ室のサーバに保存する。
- ●サーバから一部のデータを切り出してパスワード設定済みの外付けＨＤＤで研究室の端末に複写し、分析を行う。
  インターネットへの接続を禁止した閉域網ネットワークは利用可能。
- ●利用場所への入退室は許可された人物のみ可能とする。
- ●利用場所間で中間生成物をやり取りする際は、台帳管理しているパスワード設定済みの外付けHDDを用いる。
- ●紙媒体の中間生成物、及び電子媒体の中間生成物を格納した外付けHDDは、利用場所にて施錠管理を行う。
- ●要介護認定情報等のデータを保存するサーバや端末は外部ネットワーク（インターネット）へは一切接続しない。
- ●研究終了後は、サーバ及び外付けHDDに保存されているデータを、専用のデータ消去ソフトにより完全削除する。